

Brain News

平成34年2月17日発行

2月号



和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 155



皆さんこんにちは。最近また、オミクロンが流行っています。本当にコロナがこんなにも長引いてしまうとは思っていませんでした。

今では、マスクも常態化してしまい、生活スタイルもすっかり変わってしまいました。

まあ本当にすっかり運動不足になってしまい、ミルミル内に体重が・・・。

そもそも私の名刺には、「女は女優！360度どこから見られても恥ずかしくない」と

書かれております。生意気な事を言っているようですが、360度どこから見られても恥ずかしくないという事は、後ろ姿にも意識を置いていますか？という意味もあります。今は説得力がありませんが…。

それは実に姿勢が悪い方が多く、座り仕事で座っている時、また、歩いている時、立ち止まっている時と、猫背になっていて、首が前に出てしまっていたり、歩くときも、せっかくヒールを履いても膝をカクカクさせて歩いていたなどなど、姿勢を意識していないなど感じる方がかなりいらっしゃいます。

印象というお話をよくいたしますが、表情はもちろんの事、姿勢も印象に大きく影響を与えます。

皆さん、後ろ姿を意識したことがあるでしょうか？

例えば、待ち合わせなどで立っている時、片足に体重をのせ立っているのと、両足に体重をのせて立っているのでは、両足に体重をのせて立っている方が良い印象をもたれます。

また、座っている時も、背もたれにもたれず、背筋をピンッと伸ばして座っている方と、足を投げ出し、背もたれに寄りかかっている方とでは、印象が変わります。

もちろんリラックスする時であれば、椅子にもたれかかり、楽に足を投げ出すのがよろしいかもしれません。

しかし、ビジネスの場では、立っている時は、両足に体重をのせて、背筋をまっすぐ伸ばして立つ。座っている時であれば、背もたれの寄りかからず、やはり背筋を伸ばし、足を揃えて座っている方が印象はよくなります。

しかも、立っている時も座っている時も後ろ姿にも意識をすることで、姿勢がとても美しく良い印象をもたれます。

また、この姿勢が、運動不足解消にもなるから、より意識したいものです。

電車でも、足を投げ出して座っている方をお見かけしますが、お家ではないので、まわりに対する配慮も考えた上で姿勢も気にするようにいたしましょう。

今は、リモートワークも増え、パソコンを見る事も多いでしょう。気がついたら、すごく猫背になっていた、または、画面をジッとみるがゆえに、眉間にシワを寄せていたという事もありますよね？

印象とは相手が決めるものですから、日ごろから姿勢を良くして後ろ姿を美しく、背中筋の筋力も鍛えてみましょう。

相手の方は、ちょっとした時の表情や姿勢で、印象を勝手に決めています。

最初の印象がそのままずっとその方の印象になるならば、最初から良い印象を持たれた方がよろしいですね。

また、腕を組む姿勢やひじをつく姿勢もあまりいい印象ではありません。腕を組む姿勢は、相手を拒否している、話を受け入れていないように見えてしまうことがありますし、ひじをつく姿勢は、だらしない、つまらなそうという印象を持たれてしまう事がありますので、やはり気を付けた方が良いでしょう。

また、立っている時も、座っているときも、あごの高さにも気をつけましょう。細かい説明は次回いたしますが、まずは、自分自身の癖を知る事です。

どうやって知るかといったら、やはり、身近にいる方からのフィードバックによって、改めて自分の癖を知る事ができます。

ちょっと、聞いてみるのも良いかもしれませんよ。



“あなたの後ろ姿はどんな後ろ姿ですか？”



facebookやっています。
<和田ゆかり>で検索！
ビジネスマナーコンサルタント



～人材が人財に変わる時シリーズ 109～



リペア

先日、サーフィン中にサーフボードの一部が割れてしまいました。
困ったなと思い、サーフショップにリペアを依頼したところ「構造がわからないので、受付できない」と回答。

仕方ないと思い、自分で直すことにしました。

YouTube で色々な動画をあさり、これだ！というものを参考に、UV レジンと防水テープ使ってなんとか直しました。

正直、合っているのかはわかりませんが、普通にサーフィンもできるので、良しとします。
愛着のある大切なものだから、自分で直してみるのもアリだなと感じました。

2022年5月31日までです！「事業復活支援金」

始まりましたね、「事業復活支援金」。以前あった持続化給付金の新しい給付金です。
コロナの影響を受けた事業の継続や回復を支援するための給付金です。

昨年12月号でもお伝え致しましたが、重要な給付金ですので、再掲させていただきます。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

^{※1} 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

^{※2} 基準月を含む事業年度の年間売上高

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

[※]計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

(出典：中小企業庁)

該当されるお客様は、担当者までご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。
申請には、事前登録や添付資料を揃える必要もございます。
当社申請における最終受付は2022年5月20日(金)までとなります。
まずは、是非ご確認をよろしくお願いいたします。



皆様、こんにちは。寒くなってきました。オミクロン株による感染が拡大しております。

マスク、手洗い、不要な外出を控え自己防衛をしまりましょう。

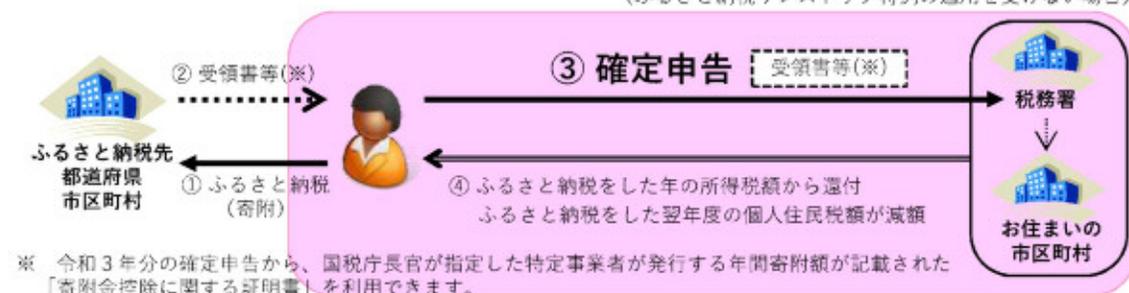
今月は、ふるさと納税の確定申告についてお話をさせていただきます。

毎年行っていられる方はご存じだと思いますが、注意点を含めお伝えします。

まず、ふるさと納税とは自治体に寄付をおこなうと控除上限額内の2,000円を超える部分について所得税と住民税から控除される仕組みとなっています。

イメージ図（総務省より）

（ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けない場合）



注意点として、確定申告不要のふるさと納税ワンストップ特例の申請をされている方でも寄付をした自治体数が6自治体以上ある場合、1自治体でもワンストップ特例申請書が提出できなかった場合、また、医療費控除や住宅ローン控除などにより確定申告が必要となる場合は、ワンストップ特例が無効になりますので、全ての寄付金額を記載して確定申告をする必要があります。

確定申告には、全ての寄付金受領証明書が必要となります。

また、令和3年分からは特定事業者が発行する年間寄付額を記載した「寄付金控除に関する証明書」でも申告可能となりました。

確定申告が必要な場合は、申告をしない限り寄付金控除を受けることは出来ません。

また、ふるさと納税には所得に応じた控除限度額があります。控除限度額を超えてしまうとその分が自己負担分となります。自己負担分を2,000円で納めるために寄付が出来る限度額を知っておくのが良いでしょう。

各種ポータルサイトなどでシミュレーション可能となっております。

今年も令和3年分の確定申告の提出が始まります。

必要書類等の準備、確認をお願い致します。